

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり

せい かつ ほ ご そう だん しん せい かた
生活保護の相談や申請をされる方のために

このしおりは、生活保護について説明したものです。
いつでも見ることができるよう大切に保管してください。

ほ けん ふく し じ む し ょ
保健福祉事務所

たん とう いん
担当員

(ケースワーカー)

でん わ
電話

みん せい い いん
民生委員

でん わ
電話

生活保護とは

- わたしたちの一生の間には、病気やけがなどいろいろな事情で生活に困ってしまうことがあります。
- 生活保護は、このように生活に困っている方に、国が、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分の力で生活できるように援助する制度です。
- 生活保護は、その内容によって次の8種類の扶助に分けられています。

生活扶助



食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道
などの日常生活に必要な費用

教育扶助



学用品、教材費、給食費などの義務教育に
必要な費用

住宅扶助



家賃、地代や住宅の補修などに必要な費用

医療扶助



病気やけがの治療に必要な費用

介護扶助



介護サービスを利用するために必要な費用

しゅっさん ふ じょ
出産扶助



しゅっさん ひつよう ひ よう
出産に必要な費用

せいぎょう ふ じょ
生業扶助



ぎ のう ぎじゅつ み し ごと
技能や技術を身につけたり、あらたに仕事
につくために必要な費用
こうとうがっこうなど しゅうがく ひつよう ひ よう
高等学校等に就学するために必要な費用

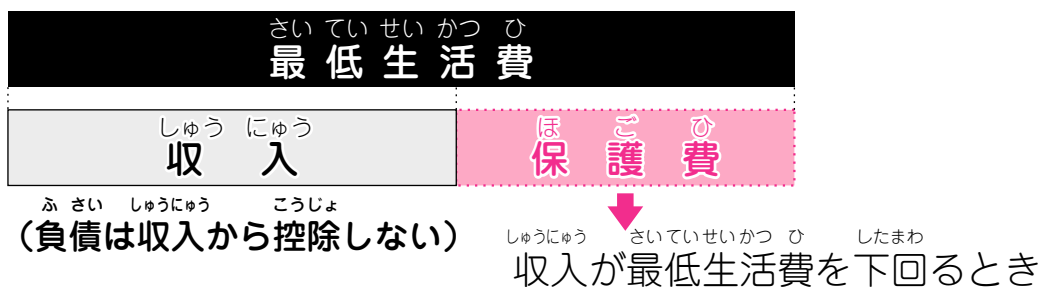
そうさい ふ じょ
葬祭扶助



そうさい ひつよう ひ よう
葬祭に必要な費用

- 生活保護は、世帯を単位として決められます。
- 生計をともにしている方々は、同一世帯として扱われます。
- 国が定めた基準により計算したその世帯の**最低生活費**とその世帯の**収入**とを比べ、**収入が少ない場合にその不足する分を保護費として支給**します。

ほ ご う ば あい
◆保護が受けられる場合



ほ ご う ば あい
◆保護が受けられない場合



生活保護を受けるには

生活保護は、次のような活用できる能力や資産などをすべて活用した後、はじめて適用されるものです。

ただし、暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応します。

○ 能力の活用

働くことができる方は、その能力に応じて働いてください。

○ 資産の活用

土地・家屋、預貯金、生命保険、貴金属、自動車などの資産は、原則として処分して生活費にあててください。



なお、生活保護を受けている期間は、

自動車の保有や使用は、原則認められません。

また、他人名義の自動車の使用も、同様に認めることはできません。

資産の保有が認められるかどうかは、保健福祉事務所が決定します。

○ 扶養義務者からの援助

親子、兄弟姉妹などの親戚には、よく相談してできる限りの援助をお願いしてください（扶養義務のある方には、原則として扶養の照会を行います。）。

○ 他の制度の活用

他の法律や制度で給付を受けられるものがあれば、手続きをしてください。

たとえば、

老齢年金、障害年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金、労災保険給付、自立支援医療など

○ その他わからないことは、^{ほか} 町村役場^{ちょうそんやくば}または保健福祉事務所^{ほけんふくしじむしょ}に相談^{そうだん}してください。

保護申請の手続きは

相談

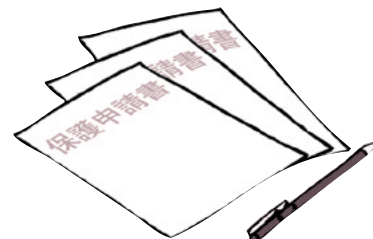
^{せいかつ}生活^{こま}にお困り^{かた}の方は、^{ちか}お近く^{みんせい}の民生委員^{いん}に相談^{そうだん}するか、^すお住まい^{ちょうそんやくば}になっている町村役場の担当課^{たんとうか}においでください。



申請

^{ちょうそんやくば}町村役場で、「^ほ保護申請書^{しんせいしよ}」の提出^{ていしゅつ}などの手続き^{てつづ}をしてください。

この場合^{ばあい}、あなたの家庭^{かてい}でどのくらい収入^{しゅうにゅう}や資産^{しさん}があるかを申告^{しんこく}する「収入申告書^{しゅうにゅうしんこくしよ}」や「資産申告書^{しさんしんこくしよ}」、また収入^{しゅうにゅう}や資産^しの状況^{じょうきょう}について関係機関^{かんけいきかん}に報告^{ほうこく}を求め^{もと}ることについての「同意書^{どういしよ}」などを提出^{ていしゅつ}していただくこととなります。



調査

申請書^{しんせいしよ}が提出^{ていしゅつ}されると、保健福祉事務所^{ほけんふくしじむしょ}の担当員^{たんとういん}（ケースワーカー）が、あなたの家庭^{かてい}などを訪問^{ほうもん}して、生活状況^{せいかつじょうきょう}などを聞き、金融機関^{きんゆうきかん}などの関係機関^{かんけいきかん}や扶養義務者^{ふようぎむしゃ}への照会^{しょうかい}を行います。

決定

調査^{ちょうさ}が終わると、保健福祉事務所^{ほけんふくしじむしょ}は保護^{ほご}が受けられるか、受けられないかを決定^{けつてい}してお知らせします。

生活保護を受けた場合には

生活保護は、病気やけが、その他の理由で生活に困っているときに受けられるものです。

生活保護を受けている期間は、保健福祉事務所の担当員（ケースワーカー）が、定期的にあなたの家庭を訪問します。今後、あなたが一日も早く自分の力で生活できるように必要な指導や援助を行っていきます。

次のことを確認してください。

- 国民健康保険に加入している方
生活保護を受けている期間は、国民健康保険に加入できませんので、国民健康保険証をすみやかに町村役場に返してください。
- 社会保険に加入している方
健康保険証はこれまでどおり使えます。
- 国民年金に加入している方
保険料が免除されますので、町村役場の年金担当課に相談してください。
- 介護保険に加入している方
年齢や加入している健康保険により取扱いが異なりますので、町村役場の介護保険担当課または保健福祉事務所に相談してください。
- その他
税金、NHK受信料などが減免されることがありますので、町村役場または保健福祉事務所に相談してください。



病気やけがなどをしたときは次のことに注意してください。

- 病気やけがなどのため、はじめて病院にかかりたいときは、印かんを持って町村役場に行き「診療依頼書」を受け取り、病院の窓口に出してください。社会保険に加入している方は、健康保険証も一緒に出してください。
- 夜間や緊急のため、やむを得ず町村役場に行けない場合は、そのまま病院に行ってください。その後できるだけ早く、町村役場または保健福祉事務所に連絡し、指示を受けてください。
- 同じ病気で2つ以上の病院にかかることはできません。
- 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、後発医薬品の服用に努めてください。
- 通院する際に交通費が必要なときは、保健福祉事務所に相談してください。
- 次の場合は、**医師または施術者の意見または同意が必要な**場合がありますので、**事前に**町村役場または保健福祉事務所に相談してください。
- メガネ、コルセットなどの治療材料が必要なとき
 - 柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうを利用したいとき
- 交通事故などの第三者の不法行為によるけがなどのため病院にかかりたいときは、事前に町村役場または保健福祉事務所に連絡してください。
- なお、夜間や緊急の場合のため、やむを得ず連絡ができない場合は、そのまま病院に行き、その後できるだけ早く、町村役場または保健福祉事務所に連絡し、指示を受けてください。



家族すべての方について、次のようなときはすぐに町村役場または保健福祉事務所に届け出てください。

これらは、保護費の金額決定にかかわるものですから、すみやかに届け出てください。届け出が遅れると、保護費を返してもらうなどの不利益がおよぶ可能性があります。

- 働くようになったとき、働けなくなったとき、仕事が変わったとき（高校生などの未成年者のアルバイトも含まれます。）

- 収入が入ったとき、増えたとき、減ったとき

給与、賞与（ボーナス）、恩給、年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、雇用

保険金、労働者災害補償金、損害賠償金、退職金、仕送りなど どんなものでも

（安定した仕事に就くことにより、生活保護から自立する場合は、自立した後の生活に

充てることを目的として就労自立給付金を受けられる場合がありますので、保健福祉

事務所に相談してください。）

- 家族が変わったことがあったとき

妊娠、出産、入学、休学、卒業、就職、結婚、離婚、入院、退院、死亡、交通事故、

転入、転出など、（転入、転出については住民登録によるほか、その生活実態に

基づいて取り扱います。）

- 現在住んでいる家を引っ越そうとするとき

（引っ越す前に必ず相談してください。）

- 家賃、地代が変わるとき

- 介護サービス、障がい福祉サービスが必要になったとき

- 障害者手帳などを取得したとき、または、障害等級が変更になったとき

- 社会保険に加入したとき、または加入資格を失ったとき

- その他、生活状況に変動があったとき

- 長い期間、家を留守にするときは、町村役場または保健福祉事務所に連絡してください。



つぎ ほ しょう 次のことが保障されます。

- せいとう り ゆう ほ ご ひ へ ほ ご う
正当な理由がなければ、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- ほ ご ひ ぜいきん
保護費には、税金をかけられることはありません。
- う ほ ご ひ ほ ご う けんり さしお
すでに受けた保護費または保護を受ける権利を差押さえられることはありません。

つぎ まも 次のことを守ってください。

- ほ ご う けんり た にん ゆず わた
保護を受ける権利は、他人に譲り渡すことはできません。
- はたら ことができる方 は、 その能力 に応じて働いてください。
- びょうき かなた いちにち はや なお いし しじ したが
病気の方は、一日も早く治るように医師の指示に従ってください。
- おや こ きょうだいしまい しんせき できる限り の援助 をお願い して ください (扶養義務のある方には、原則として扶養の照会を行います。)
ほか ほりつ せい ど きゅうふ う て つづ
○ 他の法律や制度で給付が受けられるものがあれば、手続きをしてください。たとえば、ろうれいねんきん しょうがいねんきん じ どう て あて じ どう ふ よう て あて
しょうびょう て あてきん しつぎょうきゅうふきん ろうさい ほ けんきゅうふ じりつ し えんいりょう
傷病手当金、失業給付金、労災保険給付、自立支援医療など
- まいつき せいがつ けいかくてき ししゅつ ところが や ちん きゅうしょくひ
毎月の生活では、計画的な支出を心掛けてください (家賃や給食費は
かなら おさ 必ず納めてください。また、借金はしないでください。借金をした場合
しゅうにゅう にんてい
は、収入として認定します。)

指導や指示をすることがあります。

あなたの世帯の生活の維持・向上その他保護の目的達成のために保健福祉事務所が行う指導・指示に従ってください。

なお、指導・指示は口頭または文書で行います。

次のような場合に、正当な理由がなく従わないときは、保護の変更や停止、廃止をすることがあります。

○ 働ける能力、状況があるのに働こうとしないとき

● 病気やけがが治っても働こうとしないとき

● 学校を卒業したのに就職しようとしていないとき

● 病人や子どもの世話が必要でなくなっても働こうとしないとき

● 本人の健康状態等から判断して収入が少ないとき

○ 保有を認められない資産があるのに処分をしないとき

○ 病気にかかっているのに、医師の指示に従わず治す努力をしないとき

○ 正しい収入の額を届け出ないとき

○ 担当員（ケースワーカー）の家庭訪問、調査、資料の提出などに協力しないとき



支給した保護費（医療費を含む）を返してもらうことがあります。

- 病院への入院や施設への入所などにより、生活状況が変わった場合
- 保護費の支給後に、収入が増えたことがわかった場合
- 資産があるにもかかわらず保護を受け、その後、資産から収入を得た場合

たとえば、

- 資産があるが、すぐには処分できず、その後に処分できたとき
 - 年金をさかのぼって受けとったとき
 - 交通事故の補償金を受けとったとき
- 事実と違った申請（虚偽の申請）をしたり、収入の申告をしないなど、不正な方法で保護を受けた場合

この場合、法律により罰せられることがあります（保健福祉事務所で、定期的に市町村税務部局の課税台帳を確認し、資産や収入の状況を調査しています。）。

決定に疑問があるときは、担当員にたずねてください。

保健福祉事務所の決定に疑問があるときは、担当員（ケースワーカー）におたずねください。

それでも納得できないときは、決定を知った日の翌日から3か月以内知事に対して審査請求をすることができます。

